

市役所への質問とりまとめ

質問	回答
① 案件毎に紙での契約、電子契約を選択できるのでしょうか。	契約毎に紙での契約、電子契約を選択することができます。 従来どおり、紙での契約もしていただけます。
② 契約の都度『電子契約利用申出書』の提出依頼があるとの認識でよろしいでしょうか。	必ず契約の都度「電子契約利用申出書」の提出が必要です。
③ 『電子契約利用申出書』の内容について、メールアドレスを共有メールアドレスとしてよろしいでしょうか。 また、共有メールアドレスとする場合、契約の都度同一の共有メールアドレスを使用して担当者の氏名のみ変更することは可能でしょうか。	共有のメールアドレスを使用していただけます。 また、契約毎に担当者の氏名を変更していただけます。
④ 「電子契約利用申出書」の中に「契約締結権者」と「担当者」の2名までメールアドレスの連絡が可能なことでしたが、契約時においてそれぞれ異なるメールでは「契約締結権者」に届き、契約締結完了後に「担当者」にもメールが届くということでしょうか。	電子契約に係る同意依頼のメールが届く順番に違いがあります。 電子契約の流れとして、本市担当者が契約書をアップロード・貴社担当者"が確認・同意"・貴社契約締結権者が確認・同意→締結完了・契約書(PDF)添付のメールアドレスが全員に届く という流れになります。
⑤ 電子契約利用申出書の契約締結権者は入札参加資格審査申請書に記載した責任状任者と一致させなければいけませんか?	一致させる必要はございません。
⑥ 電子契約利用申出書はどのような提出方法でしょうか?また、提出期限も教えて頂けます。	契約する担当課にメールでご提出ください。また、厳密な提出期限はございませんが、落札日から3日以内を目処にご提出ください。
⑦ 電子契約利用申出書の連絡先はどのように提出方法でしょうか?また、提出期限も教えて頂けます。	電子契約利用申出書の連絡先について、2名までとさせていただいています。
⑧ 電子契約利用申出書記入欄についてですが社内で対応するとしたら弊社本部になりますが役職及び氏名は記入必須でしょうか。	役職及び氏名は記入していただく必要があります。
⑨ "契約締結権者"とは弊社社内実際に契約手続きを行なう者でしょうか、もしくは入札参加資格申請に提出している支店長(契約者)でしょうか。 担当者とは、貴市を担当する弊社営業担当者でしょうか。	担当者・契約締結権者の設定については貴社にお任せしておりますが、本市では、契約締結権者は、貴社の契約担当課の部・課長又は支店長、担当者は、貴社の営業担当を想定しております。
⑩ 契約締結時にクラウドサインから送信されてくるメールは、誰宛てに届きますか?締結権者と担当者の両名に届く場合、どちらでも署名できてしまうのでしょうか?	本市担当者が契約書を送信すると申出書記載の"担当者"に同意依頼のメールが届き、同意完了後、「契約締結権者」に同意依頼のメールが届きます。署名について、同意完了の際、クラウドサインが自動的に電子署名を記入します。契約書の同意完了のボタンを押す=電子署名の記入という認識でお願いします。
⑪ 説明では対象は物品役務とされていました。工事は次年度以降のことですが、測量コンサルも次年度以降対象になると考えてよろしいでしょうか。	測量コンサルについては、建設工事と合わせて次年度以降対象にしていく予定です。
⑫ 電子契約をするとなれば、各学校様からいたしている食材等の注文書等も全て京田辺市様からメールで届くということになるのでしょうか。学期別の入札等の案内やお見積りの提出方法も変わってくるのでしょうか。	各学校における食材等の発注方法に関しては、学校給食課にお問い合わせください。
⑬ もし電子契約を希望した後に紙媒体に変更は可能でしょうか。	"電子契約利用撤回申出書"を本市ホームページよりダウンロードしていただき、ご記入の上ご提出ください。
⑭ システムで提出出来る書類については、契約書のみでしょうか。その他、着手や完了関係書類は、これまでどおり紙提出でよろしいでしょうか。	電子契約で取引する書類については、契約書(注文書・請求書を含む)のみとなります。その他の書類については、従来どおりの提出をお願いいたします。
⑮ 今回のお話は、あくまで契約(落札業者)が決まってからの話(入札・見積りの開札後)で、入札・見積りの貢市役所様から登録業者への御依頼については従来通り変わらないのでしょうか?	本市から登録業者様への入札通知・見積依頼については従来どおりです。
⑯ 電子契約にあたり、連絡と保存のメールを分けたいのですが、申込書に保存するメールアドレスを記入すればよろしいですか。	申込書に保存するメールアドレスをご記入ください。
⑰ 契約書締結前のドラフトの内容確認はどうするのでしょうか。	クラウドサインを介さず電子メール等でやりとりしていただくこととなります。
⑱ 弊社の電子印(スタンプ)は代表者の印でしょうか? 事業者登録をしている印鑑でなくてもいいのでしょうか? すべてが電子印になるのはいつ頃の予定でしょうか?	本市の電子契約において、電子印及び印鑑は必要ございません。
⑲ ドキュメントの承認となるので、印影は不要の認識ですが、印影も登録は必要ですか	本市の電子契約において、印影及び印影登録は必要ございません。
⑳ 契約の電子署名の登録は各社で一名でしょうか?	電子契約利用申出書に記載できる連絡先は、貴社担当者及び貴社契約締結権者の2名までとなります。
㉑ 注文請書で手続きを行っていた業務も対象とのことでした。例えば、市が事務処理等を行われ、運営されている協議会等からのご発注も対象でしょうか?	市が事務処理を行い、運営している協議会等からの発注も対象となります。